

重要なお知らせ ～ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会 第17回会合（POPRC17）の結果について～

2022年2月15日
（一社）日本塗料工業会

日本も条約を締結しているPOPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）とは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（PCB）、DDT等の**残留性有機汚染物質（POPs：Persistent Organic Pollutants）**の、製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約です。POPs条約の対象物質については、残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）において議論されたのち、締約国会議（COP）において決定されます。

本年1月24日～28日にPOPRCの第17回会合が開催され、5物質について条約対象物質とどうか検討されました。5物質の内、**UV-328（紫外線吸収剤）**については、POPRCの最終段階に進めることが決定され、塗料産業で使用されていると思われる**中鎖塩素化パラフィン（炭素数14で塩素化率45重量%以上のもの）並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸(PFCA)とその塩及び関連物質**について、POPRCの第2段階に進めることが決定されました。特に**UV-328については、最短で2024年年末には、化審法の第一種特定化学物質に指定される可能性があります。化審法第一種特定化学物質は原則、製造・使用が禁止されます。**

皆様の会社の製品でこれらの物質を使用されている場合は、代替検討を進めて頂きますよう、宜しくお願い致します。

○POPRC17の概要

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220208003/20220208003.html>

○POPs条約について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html

本件に関するご質問につきましては、メールにてお問い合わせ下さい。

日塗工お問い合わせ窓口：info@toryo.or.jp